

令和 8 年 5 月 2 7 日
都市整備政策部建築調整課

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画」が都市計画決定されたことに伴い、世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「建築物制限条例」という）に当該区域及び関連する区域の地区整備計画の制限内容を追加・変更等する必要があるため、建築物制限条例の一部を改正する。

2 改正内容

別紙 1 のとおり

3 施行予定日

公布の日

4 条例改正新旧対照表

別紙 2 のとおり

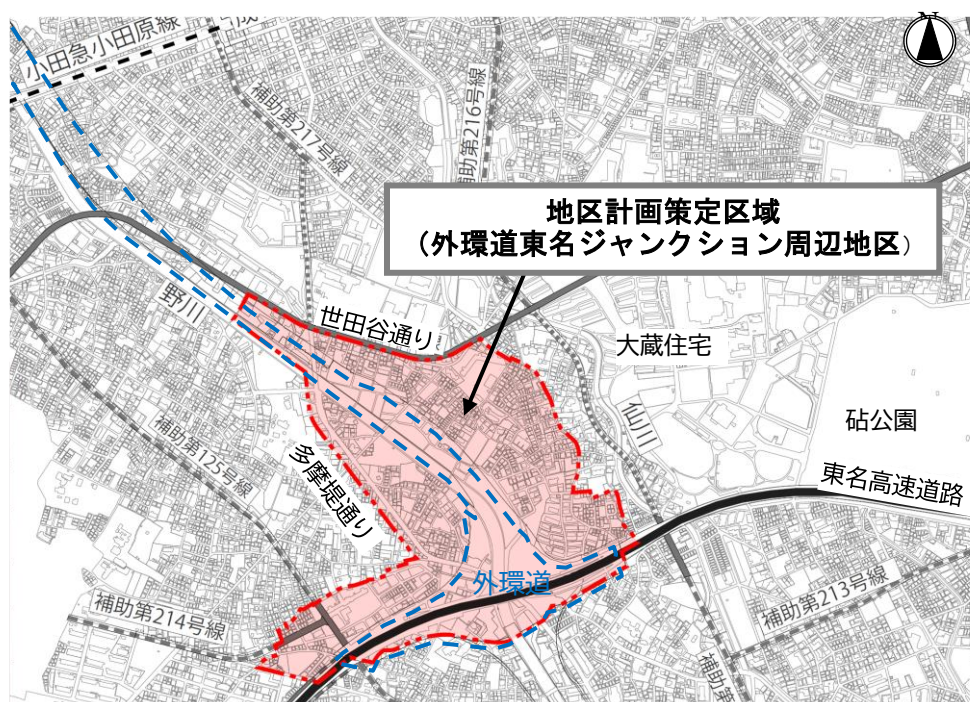
5 添付資料

（別紙 1）建築物制限条例改正に関連する地区計画や法令改正の概要

（別紙 2）新旧対照表 （改正箇所抜粋）

各地区計画の対象区域と制限内容

(1) 対象区域



外環道東名ジャンクション周辺地区【二】

・外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画の策定に伴い区域の重複する地区計画を変更

凡例

既存区域を廃止するエリア

既存区域から一部除外するエリア

既存区域から一部除外するエリア(面積のみ変更)

(3) 外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画のうち地区整備計画で制限する内容
建築物制限条例 別表第1、1及び別表第2に追加

① アの欄（建築してはならない建築物）

良好で健全な住環境を形成するため、建築物の用途の制限を定める。

② イの欄（建築物の容積率の最高限度）

地区の特性に応じた良好な街並みを形成するため、建築物の容積率の最高限度を定める。

③ エの欄（建築物の敷地面積の最低限度）

良好な住環境を形成するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。

④ オの欄（壁面の位置）

道路及び隅切り空間を確保し、安全でゆとりある街並みを形成するため、壁面の位置の制限を定める。

⑤ キの欄（建築物の高さの最高限度）

地区の特性に応じた良好な街並みを形成するため、建築物等の高さの最高限度を定める。

⑥ ケの欄（建築物の形態又は意匠の制限）

秩序ある街並みや景観を形成するため、建築物の形態又は意匠の制限を定める。

(4) 田直地区地区計画、世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画

建築物制限条例 別表第1、1及び別表2・別表1、2及び別表第3から各々削除

外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画において、田直地区地区計画・世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画の区域を含み、新たに地区計画を策定することから、当該地区計画を廃止する。

(5) 世田谷西部地域喜多見地区地区計画

建築物制限条例 別表第2の一部を変更

外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画において、世田谷西部地域喜多見地区地区計画の区域の一部を含み、新たに地区計画を策定することから、当該地区計画一部（喜多見東住宅地区・喜多見東沿道地区）を除外する。

※ 世田谷西部地域宇奈根地区地区計画、世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画、世田谷西部地域喜多見地区地区計画（住宅地区）については、地区計画区域の面積変更で制限条例に変更がないため省略

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

本文 新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年 7 月 1 日条例第34号 改正 平成元年 9 月27日条例第52号 中略 令和 7 年 9 月30日条例第110号 <u>令和 8 年●月●日条例第●号</u> 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 付 則 この条例は、昭和62年 8 月 1 日から施行する。 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年 7 月 1 日条例第34号 改正 平成元年 9 月27日条例第52号 中略 令和 7 年 9 月30日条例第110号 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 付 則 この条例は、昭和62年 8 月 1 日から施行する。 (略)

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別表第1、1

改正後	改正前												
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号	○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号												
別表第1（第2条関係） 1 2の区域以外の地区整備計画区域	別表第1（第2条関係） 1 2の区域以外の地区整備計画区域												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr> <tr> <td><u>東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u></td><td><u>東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	区域	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>	<u>東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東京都市計画田直地区地区整備計画区域</u></td><td><u>東京都市計画田直地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u></td></tr> <tr> <td><u>追加</u></td><td><u>追加</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	区域	<u>東京都市計画田直地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画田直地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>	<u>追加</u>	<u>追加</u>
名称	区域												
<u>削除</u>	<u>削除</u>												
<u>東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>	<u>東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>												
名称	区域												
<u>東京都市計画田直地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画田直地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>												
<u>追加</u>	<u>追加</u>												

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別表第1、2

改正後	改正前								
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号	○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号								
別表第1（第2条関係） 2 世田谷西部地域地区地区整備計画区域	別表第1（第2条関係） 2 世田谷西部地域地区地区整備計画区域								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 515 445 555">名称</th><th data-bbox="448 515 1064 555">区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 557 445 767"><u>削除</u></td><td data-bbox="448 557 1064 767"><u>削除</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	区域	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 515 1444 555">名称</th><th data-bbox="1447 515 2063 555">区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 557 1444 767"><u>東京都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区整備計画区域</u></td><td data-bbox="1447 557 2063 767"><u>東京都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	区域	<u>東京都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>
名称	区域								
<u>削除</u>	<u>削除</u>								
名称	区域								
<u>東京都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区整備計画区域</u>	<u>東京都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>								

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例

別表第2（第3条―第9条、第10条、第11条関係）

別表第2（変更後 新規追加）

地区整備計画 の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		ク	ケ	コ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置	壁面の位置の適用除外	建築物の高さの最高限度		建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区整備計画	住宅地区		10分の10。ただし、建築物の敷地が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる数値とする。この場合において、敷地内に区画道路（計画図2に示す区画道路をいう。以下この部において同じ。）が位置づけられている場合（以下この部において「区画道路が位置づけられた敷地」という。）は、区画道路に係る部分を敷地面積から除外して敷地面積及び容積率を算定するものとする。 （1） 敷地面積が200㎡未満の敷地で、区画道路、機能補償道路（計画図2に示す機能補償道路をいう。以下この部において同じ。）若しくは東京都市計画大蔵地区地区計画における区画道路31号に接する敷地又は区画道路が位置づけられた敷地の場合 10分の12 （2） 敷地面積が200㎡以上の敷地の場合 10分の15		100㎡	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び当該建築物に附属する門又は塀の面の位置については、次のとおりとする。 （1） 区画道路が位置づけられた敷地においては、区画道路境界線 （2） 法第42条に規定する道路又は区画道路が交わる角敷地（隅角が120度以上の場合を除く。）においては、道路境界線と道路境界線若しくは区画道路境界線の交点を頂点とした底辺2mの二等辺三角形の底辺となる線又は区画道路境界線相互の交点を頂点とした底辺3mの二等辺三角形の底辺となる線。ただし、機能補償道路内の隅切りの箇所を除く。					軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり（ドライエリア）その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けることができないこととなる敷地の部分に突出する形状	
	田直住宅地区		10分の12。ただし、建築物の敷地面積（区画道路が位置づけられた敷地は、区画道路に係る部分を敷地面積から除外した敷地面積）が200㎡以上の場合は、この限りでない。					10m。ただし、建築物の敷地面積（区画道路が位置づけられた敷地は、区画道路に係る部分を敷地面積から除外した面積）が200㎡以上の場合は、12m				

	喜多見東住宅地区	1 法別表第2 (い) 項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの 2 法別表第2 (い) 項第3号に規定する共同住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの	1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10分の10 2 建築物の敷地面積が100㎡以上200㎡未満の場合は、10分の12 3 建築物の敷地面積が200㎡以上500㎡未満の場合は、敷地面積（単位を平方メートルとする。）から200を減じたものに15分の4を乗じたものに120を加えて得た数値を100で除して得たもの					1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10m 2 建築物の敷地面積が100㎡以上500㎡未満の場合は、12m 3 建築物の敷地面積が500㎡以上の場合は、15m				
	世田谷通り沿道地区		10分の20。ただし、区画道路が位置づけられた敷地については、区画道路に係る部分を建築物の敷地面積から除外する。	80㎡								
	多摩堤通り沿道地区	1 法別表第2 (に) 項第3号に定めるボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 2 法別表第2 (に) 項第5号に定める自動車教習所 3 法別表第2 (に) 項第6号に規定する政令で定める規模の畜舎 4 法別表第2 (に) 項第7号及び第8号に定める建築物（法別表第2 (は) 項第5号に規定する政令で定めるものを除く。）										
	高速道路周辺地区							12m。ただし、建築物の敷地面積（区画道路が位置づけられた敷地は、区画道路に係る部分を敷地面積から除外した面積）が500㎡以上の場合は、15m				

1. この表において計画図とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。
2. この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別表第2
新旧対照表

改正後							改正前						
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号 別表第2（第3条—第9条、第10条、第11条関係）							○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号 別表第2（第3条—第9条、第10条、第11条関係）						
地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	キ	地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	キ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度（1）			建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度（1）
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>		<u>（削除）</u>		<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>東京都都市計画田直地区地区整備</u>			<u>10分の12。ただし、建築物の敷地面積が200㎡以上の場合は、この限りでない。</u>		<u>100㎡</u>	<u>10m。ただし、建築物の敷地面積が200㎡以上の場合は、この限りでない。</u>

改正後							改正前						
							備 計 画						
東京 都市 計画 世田 谷西 部地 域喜 多見 地区 地区 整備 計画	住 宅 地 区		10分の8。ただし、 次の場合は、この 限りでない。 （1）建築物の 敷地に接する 区画道路（計 画書に示す区 画道路をい う。以下この 項において同 じ。）又は都 市計画道路 （都市計画法 第11条第1項 の規定により 都市計画施設 として定めら れた道路をい う。以下この 項において同 じ。）の部分 （建築物の敷 地が2以上の 区画道路及び 都市計画道路	10分の4。た だし、次の場 合は、この限 りでない。 （1）建 築物の敷地に 接する区画道 路又は都市計 画道路の部分 が道路として 整備された当 該敷地に建築 する場合 （2）道 路の築造を伴	100㎡。た だし、次の場 合は、この限 りでない。 （1）建 築物の敷地に 接する区画道 路又は都市計 画道路の部分 が道路として 整備された当 該敷地に建築 する場合 （2）道 路の築造を伴 う開発		東京 都市 計画 世田 谷西 部地 域喜 多見 地区 地区 整備 計画	住 宅 地 区		10分の8。ただし、 次の場合は、この 限りでない。 （1）建築物の 敷地に接する 区画道路（計 画書に示す区 画道路をい う。以下この 項において同 じ。）又は都 市計画道路 （都市計画法 第11条第1項 の規定により 都市計画施設 として定めら れた道路をい う。以下この 項において同 じ。）の部分 （建築物の敷 地が2以上の 区画道路及び 都市計画道路	10分の4。た だし、次の場 合は、この限 りでない。 （1）建 築物の敷地に 接する区画道 路又は都市計 画道路の部分 が道路として 整備された当 該敷地に建築 する場合 （2）道 路の築造を伴 う開発	100㎡。た だし、次の場 合は、この限 りでない。 （1）建 築物の敷地に 接する区画道 路又は都市計 画道路の部分 が道路として 整備された当 該敷地に建築 する場合 （2）道 路の築造を伴 う開発	

改正後						改正前					
			に接する場合は、それぞれの区画道路及び都市計画道路の部分とする。以下この項において同じ。)が道路として整備された当該敷地に建築する場合 (2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下この項において「工事完了の公告」という。)のあった区域に建築する場合 (3) 次の公告	う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合 (建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合	行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合又は当該敷				に接する場合は、それぞれの区画道路及び都市計画道路の部分とする。以下この項において同じ。)が道路として整備された当該敷地に建築する場合 (2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下この項において「工事完了の公告」という。)のあった区域に建築する場合 (3) 次の公告	行為について、工事完了の公告のあった区域に建築場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合 (建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷	う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域に建築する場合 (建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合

改正後							改正前						
			のあった区域 (以下この項 において「土 地区画整理事 業の認可等の 公告のあった 区域」とい う。)に建築 する場合(建 築物の敷地が 当該区域に係 る事業計画に 定められた公 共施設として の道路(以下 この項におい て「土地区画 整理道路」と いう。)に接 する場合又は 当該敷地内に 土地区画整理 道路がある場 合において は、区長が交 通上、安全上、 防火上及び衛 生上支障がな	合又は 当該敷 地内に 土地区 画整理 道路が ある場 合にお いて は、区 長が交 通上、 安全 上、防 火上及 び衛生 上支障 がない と認め た建築 物を建 築する ときに 限る。 この場 合にお いて、 当該敷	地内に 土地区 画整理 道路が ある場 合にお いては、 区長が 交通上、 安全上、 防火上 及び衛 生上支 障がな いと認 めた建 築物を 建築す るとき に限る。 この場 合にお いて、当 該敷地 のうち 土地区 画整理 道路に					のあった区域 (以下この項 において「土 地区画整理事 業の認可等の 公告のあった 区域」とい う。)に建築 する場合(建 築物の敷地が 当該区域に係 る事業計画に 定められた公 共施設として の道路(以下 この項におい て「土地区画 整理道路」と いう。)に接 する場合又は 当該敷地内に 土地区画整理 道路がある場 合において は、区長が交 通上、安全上、 防火上及び衛 生上支障がな	地内に 土地区 画整理 道路が ある場 合にお いては、 区長が 交通上、 安全上、 防火上 及び衛 生上支 障がな いと認 めた建 築物を 建築す るとき に限る。 この場 合にお いて、当 該敷地 のうち 土地区 画整理 道路に	合又は 当該敷 地内に 土地区 画整理 道路が ある場 合にお いて は、区 長が交 通上、 安全 上、防 火上及 び衛生 上支障 がない と認め た建築 物を建 築する ときに 限る。 この場 合にお いて、 当該敷	

改正後							改正前							
				いと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。) ア 土地区画整理法第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計画の変更についての認	地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)	係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)					いと認めた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。) ア 土地区画整理法第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計画の変更につ	係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)	地のうち土地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。)	

改正後							改正前						
			可の公告 イ 土地区画 整理法第21 条第3項の 規定による 土地区画整 理組合の設 立について の認可の公 告及び同法 第39条第4 項の規定に よる事業計 画の変更に ついての認 可の公告 ウ 土地区画 整理法第51 条の9第3 項の規定に よる土地区 画整理事業 の施行につ いての認可 の公告及び 同法第51条 の10第2項 の規定によ						可の公告 イ 土地区画 整理法第21 条第3項の 規定による 土地区画整 理組合の設 立について の認可の公 告及び同法 第39条第4 項の規定に よる事業計 画の変更に ついての認 可の公告 ウ 土地区画 整理法第51 条の9第3 項の規定に よる土地区 画整理事業 の施行につ いての認可 の公告及び 同法第51条 の10第2項 の規定によ				

改正後							改正前						
			る事業計画 の変更につ いての認可 の公告 エ 土地区画 整理法第55 条第9項及 び第69条第 7項の規定 による事業 計画の決定 の公告並び に同法第55 条第13項及 び第69条第 10項の規定 による事業 計画の変更 の公告 オ 土地区画 整理法第71 条の3第11 項の規定に よる施行規 程及び事業 計画の認可 の公告並び に同条第15						る事業計画 の変更につ いての認可 の公告 エ 土地区画 整理法第55 条第9項及 び第69条第 7項の規定 による事業 計画の決定 の公告並び に同法第55 条第13項及 び第69条第 10項の規定 による事業 計画の変更 の公告 オ 土地区画 整理法第71 条の3第11 項の規定に よる施行規 程及び事業 計画の認可 の公告並び に同条第15				

改正後							改正前						
			項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告						項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告				
喜多見宮之原住宅地区	1	法別表第2(い)項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの	1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10分の12		100㎡	10m。ただし、建築物の敷地面積が300㎡以上の場合、この限りでない。	喜多見宮之原住宅地区	1	法別表第2(い)項第1号に規定する住宅のうち、住戸専用部分の床面積が30㎡未満の住戸を有するもの	1 建築物の敷地面積が100㎡未満の場合は、10分の12		100㎡	10m。ただし、建築物の敷地面積が300㎡以上の場合、この限りでない。
	2	法別	2 建築物の敷地面積が100㎡以上300㎡未満の場合は、敷地面積（単位を平方メートルとする。）から100を減じたものに20分の3を乗じたものに120を加えて得た数値を100で除して得たもの					2	法別	2 建築物の敷地面積が100㎡以上300㎡未満の場合は、敷地面積（単位を平方メートルとする。）から100を減じたものに20分の3を乗じたものに120を加えて得た数値を100で除して得たもの			

改正後						改正前					
(削除)	表第2 (い) 項第3 号に規定する 共同住宅のうち、住 戸専用 部分の 床面積 が30㎡ 未満の 住戸を 有する もの	(削除)			(削除)	喜多見東住宅地区	表第2 (い) 項第3 号に規定する 共同住宅のうち、住 戸専用 部分の 床面積 が30㎡ 未満の 住戸を 有する もの	1 建築物の敷地 面積が100㎡未 満の場合は、10 分の10			1 建 築物の 敷地面 積が 100㎡ 未満の 場合 は、10 m
	(削除)							2 建築物の敷地 面積が100㎡以 上200㎡未満の 場合は、10分の 12			2 建 築物の 敷地面 積が 100㎡ 以上 500㎡ 未満の 場合 は、12 m
								3 建築物の敷地 面積が200㎡以 上500㎡未満の 場合は、敷地面 積（単位を平方 メートルとす る。）から200 を減じたものに 15分の4を乗じ たものに120を 加えて得た数値 を100で除して 得たもの			3 建 築物の 敷地面 積が 500㎡ 以上の 場合 は、15

改正後							改正前						
												<u>m</u>	
備考	1	この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。					備考	1	この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。				
	2	この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。						2	この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。				
	3	この表において告示日とは、都市計画法第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった日をいう。						3	この表において告示日とは、都市計画法第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった日をいう。				

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

別表第3
新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号					○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年7月1日条例第34号				
別表第3（第4条—第6条関係）					別表第3（第4条—第6条関係）				
地区整備 計画の名称	計画 地区	ア 建築物の容積 率の最高限度	イ 建築物の建ぺ い率の最高限 度	ウ 建築物の敷地 面積の最低限 度	地区整備 計画の名称	計画 地区	ア 建築物の容積 率の最高限度	イ 建築物の建ぺ い率の最高限 度	ウ 建築物の敷地 面積の最低限 度
<u>(削除)</u>					<u>東京都市 計画世田 谷西部地 域大蔵・喜 多見地区 地区整備 計画</u>	地区 整備 計画 の区 域	10分の8。た だし、次の 場合は、こ の限りで ない。 (1) 建 築物の敷 地に接す る区画道 路（計画 書に示す 区画道路 をいう。以 下この表 において 同じ。）又 は都市計 画道路（都	10分の4。た だし、次の 場合は、こ の限りで ない。 (1) 建 築物の敷 地に接す る区画道 路又は都 市計画道 路の部分 が道路と して整備 された当 該敷地に 建築する 場合	100㎡。た だし、次 の場合は 、この限 りでない。 (1) 建 築物の敷 地に接す る区画道 路又は都 市計画道 路の部分 が道路と して整備 された当 該敷地に 建築する 場合

改正後							改正前						
										計画法第 11条第1 項の規定 により都 市計画施 設として 定められ た道路を いう。以下 この表に おいて同 じ。)の部 分(建築物 の敷地が 2以上の 区画道路 及び都市 計画道路 に接する 場合は、そ れぞれの 区画道路 及び都市 計画道路 の部分と する。以下 この表に おいて同			

改正後							改正前						
									じ。)が道路として整備された当該敷地に建築する場合				
									(2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公告(以下この表において「工事完了の公告」という。)のあった区域に建築する場合	(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合	(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告のあった区域に建築する場合		
									(3) 次の公告のあ	(3) 土地区画整理	(3) 土地区画整理		

改正後							改正前						
										った区域 （以下こ の表にお いて「土地 区画整理 事業の認 可等の公 告のあっ た区域」と いう。）に 建築する 場合（建築 物の敷地 が当該区 域に係る 事業計画 に定めら れた公共 施設とし ての道路 （以下こ の表にお いて「土地 区画整理 道路」とい う。）に接 する場合 又は当該	事業の認 可等の公 告のあっ た区域に 建築する 場合（建築 物の敷地 が土地区 画整理道 路に接す る場合又 は当該敷 地内に土 地区画整 理道路が ある場合 において は、区長が 交通上、安 全上、防火 上及び衛 生上支障 がないと 認めた建 築物を建 築すると きに限る。 この場合	事業の認 可等の公 告のあっ た区域に 建築する 場合（建築 物の敷地 が土地区 画整理道 路に接す る場合又 は当該敷 地内に土 地区画整 理道路が ある場合 において は、区長が 交通上、安 全上、防火 上及び衛 生上支障 がないと 認めた建 築物を建 築すると きに限る。 この場合	

改正後							改正前						
										敷地内に 土地区画 整理道路 がある場 合におい ては、区長 が交通上、 安全上、防 火上及び 衛生上支 障がない と認めた 建築物を 建築する ときに限 る。この場 合におい て、当該敷 地のうち 土地区画 整理道路 に係る部 分の面積 は、敷地面 積又は敷地 の部分の 面積に算 入しない ものとする。)	において、 当該敷地 のうち土 地区画整 理道路に 係る部分 の面積は、 敷地面積 又は敷地 の部分の 面積に算 入しない ものとする。)	において、 当該敷地 のうち土 地区画整 理道路に 係る部分 の面積は、 敷地面積 又は敷地 の部分の 面積に算 入しない ものとする。)	

改正後							改正前						
										いものと する。)			
										ア 土地 区画整 理法第 9条第 3項の 規定に よる土 地区画 整理事 業の施 行につ いての 認可の 公告及 び同法 第10条 第3項 の規定 による 事業計 画の変 更につ いての 認可の 公告			
										イ 土地			

改正後							改正前						
										区画整 理法第 21条第 3項の 規定に よる土 地区画 整理組 合の設 立につ いての 認可の 公告及 び同法 第39条 第4項 の規定 による 事業計 画の変 更につ いての 認可の 公告 ウ 土地 区画整 理法第 51条の			

改正後							改正前						
										9 第 3 項の規 定によ る土地 区画整 理事業 の施行 につい ての認 可の公 告及び 同法第 51条の 10第 2 項の規 定によ る事業 計画の 変更に ついて の認可 の公告 エ 土地 区画整 理法第 55条第 9 項及 び第69			

改正後							改正前						
										条第7 項の規 定によ る事業 計画の 決定の 公告並 びに同 法第55 条第13 項及び 第69条 第10項 の規定 による 事業計 画の変 更の公 告 オ 土地 区画整 理法第 71条の 3 第11 項の規 定によ る施行 規程及			

改正後							改正前						
										び事業 計画の 認可の 公告並 びに同 条第15 項の規 定によ る施行 規程及 び事業 計画の 変更の 認可の 公告			
備考							備考						
1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。							1 この表において計画書又は計画図とは、それぞれ都市計画法第14条第1項に規定する計画書又は計画図をいう。						
2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。							2 この表において計画地区とは、計画図に示したものをいう。						